

令和4年5月26日開催

調停委員協議会机上配布資料目録

- 1 協議会日程
- 2 協議員等名簿
- 3 協議問題
- 4 民事局長説明
- 5 家庭局長説明
- 6 令和3年度調停事件統計資料
- 7 家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数
- 8 民事調停委員の技能向上に係る取組

調停委員協議会日程

時刻	項目
10:20	開会告知 事務総長挨拶
10:25	協議（民事調停関係）
↓	民事調停が直面する課題を克服してより良い調停運営を実現するために、調停委員の技能向上を図るに際しての具体的方策について
12:00	休憩
↓	
13:10	協議（家事調停関係）
↓	メリハリのある事情聴取・調整の在り方とウェブ会議の導入について
16:00	閉会告知

令和4年度調停委員協議会協議員等名簿

1 協議員

東京地方裁判所	民事調停委員	金井 克仁
東京家庭裁判所	家事調停委員	村山 敏彦
横浜地方裁判所	民事調停委員	延命 政之
横浜家庭裁判所	家事調停委員	渡辺 穣
さいたま地方裁判所	民事調停委員	荒木 直人
さいたま家庭裁判所	家事調停委員	向田 辰男
千葉地方裁判所	民事調停委員	白土 広昭
千葉家庭裁判所	家事調停委員	桐ヶ谷 敬三
水戸地方裁判所	民事調停委員	西野 千鶴子
水戸家庭裁判所	家事調停委員	大瀧 真砂子
宇都宮家庭裁判所	家事調停委員	蓬田 勝美
前橋地方裁判所	民事調停委員	矢田 健一
前橋家庭裁判所	家事調停委員	橋爪 健
静岡地方裁判所	民事調停委員	服部 好男
静岡家庭裁判所	家事調停委員	洞江 秀
甲府地方裁判所	民事調停委員	雨宮 隆浩
甲府家庭裁判所	家事調停委員	山口 安希子
長野地方裁判所	民事調停委員	高橋 聖明
長野家庭裁判所	家事調停委員	角川 章
新潟地方裁判所	民事調停委員	金子 修
新潟家庭裁判所	家事調停委員	萱場 和彰
大阪地方裁判所	民事調停委員	田中 敦
大阪家庭裁判所	家事調停委員	長谷川 真一

京都地方裁判所	民事調停委員	豊福誠二
京都家庭裁判所	家事調停委員	福井政邦
神戸地方裁判所	民事調停委員	白井俊美
神戸家庭裁判所	家事調停委員	長谷川裕
奈良地方裁判所	民事調停委員	杉谷信
大津地方裁判所	民事調停委員	服部直幸
大津家庭裁判所	家事調停委員	野田裕子
和歌山地方裁判所	民事調停委員	中谷秀男
和歌山家庭裁判所	家事調停委員	島村みどり
名古屋地方裁判所	民事調停委員	小池公一
名古屋家庭裁判所	家事調停委員	竹内裕詞
津地方裁判所	民事調停委員	岡野美次
津家庭裁判所	家事調停委員	中村正一
岐阜地方裁判所	民事調停委員	寺本和佳子
岐阜家庭裁判所	家事調停委員	山田貞夫
福井地方裁判所	民事調停委員	海道宏実
金沢地方裁判所	民事調停委員	小國敏行
金沢家庭裁判所	家事調停委員	谷口広之
富山地方裁判所	民事調停委員	青島明生
広島地方裁判所	民事調停委員	小西秀宣
広島家庭裁判所	家事調停委員	飯岡久美
山口地方裁判所	民事調停委員	上原幸枝
山口家庭裁判所	家事調停委員	内藤絹枝
岡山地方裁判所	民事調停委員	杉本秀介
岡山家庭裁判所	家事調停委員	奥田哲也
鳥取地方裁判所	民事調停委員	駒井重忠

鳥取家庭裁判所	家事調停委員	吉田 敏夫
松江地方裁判所	民事調停委員	熱田 雅夫
福岡地方裁判所	民事調停委員	木村 元昭
福岡家庭裁判所	家事調停委員	大泉 一夫
福岡家庭裁判所	家事調停委員	秋吉 隆吉
佐賀地方裁判所	民事調停委員	原 まさ代
佐賀家庭裁判所	家事調停委員	常富 和道
長崎地方裁判所	民事調停委員	中村 繁己
長崎家庭裁判所	家事調停委員	橋本 美砂子
大分地方裁判所	民事調停委員	寺司 憲生
大分家庭裁判所	家事調停委員	藤村 英子
熊本地方裁判所	民事調停委員	山長 浩徳
熊本家庭裁判所	家事調停委員	塙田 直司
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員	田中 佐和子
宮崎地方裁判所	民事調停委員	河野 一郎
宮崎家庭裁判所	家事調停委員	中島 多津雄
那霸地方裁判所	民事調停委員	島袋 秀勝
那霸家庭裁判所	家事調停委員	吉崎 敦憲
仙台地方裁判所	民事調停委員	西塔 光雄
仙台家庭裁判所	家事調停委員	佐々木 雅康
福島地方裁判所	民事調停委員	河野 智子
福島家庭裁判所	家事調停委員	青山 民子
山形地方裁判所	民事調停委員	安孫子 俊彦
盛岡地方裁判所	民事調停委員	宮 良男
秋田地方裁判所	民事調停委員	大渕 英悦
秋田家庭裁判所	家事調停委員	加藤 茂

青森地方裁判所	民事調停委員	沼田 徹
札幌地方裁判所	民事調停委員	神谷 奈保子
札幌家庭裁判所	家事調停委員	浅水 正
函館地方裁判所	民事調停委員	木下 元章
函館家庭裁判所	家事調停委員	船木 隆行
旭川地方裁判所	民事調停委員	井内 敏樹
旭川家庭裁判所	家事調停委員	東郷 明子
釧路地方裁判所	民事調停委員	河村 龍三
釧路家庭裁判所	家事調停委員	小川 瞳子
高松地方裁判所	民事調停委員	小早川 龍司
高松家庭裁判所	家事調停委員	川原 豊治
徳島地方裁判所	民事調停委員	久賀 直子
徳島家庭裁判所	家事調停委員	東條 京子
高知地方裁判所	民事調停委員	小泉 武嗣
松山地方裁判所	民事調停委員	中村 和彦
松山家庭裁判所	家事調停委員	岡本 真理

2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総長	中村 慎
最高裁判所事務総局民事局長	門田 友昌
最高裁判所事務総局家庭局長	手嶋 あさみ
最高裁判所事務総局民事局第二課長	小津 亮太
最高裁判所事務総局家庭局第一課長	戸苅 左近

3 参列員（裁判所）

東京簡易裁判所判事 小林 進

東京家庭裁判所部総括判事
東京家庭裁判所家事次席書記官
大阪簡易裁判所主任書記官
大阪家庭裁判所次席家庭裁判所調査官

松下貴彦
安藤慎一
西隆行
中儀香織

4 参列員(日本調停協会連合会)

日本調停協会連合会理事長 山名 学
日本調停協会連合会副理事長 八百屋 伴声
日本調停協会連合会副理事長 宗石公喜



令和 4 年度調停委員協議会協議問題

1 民事調停関係

(協議問題)

民事調停が直面する課題を克服してより良い調停運営を実現するために、調停委員の技能向上を図るに際しての課題及び具体的方策について

(出題理由)

(1) 令和 3 年度の調停委員協議会においては、新受事件が減少している状況において審理期間の長期化傾向、成立率の減少傾向といった民事調停が抱える課題について協議するとともに、複雑化、困難化する調停事件に対応したより良い調停運営を実現するために、調停委員に求められる技能及び技能向上を図る方策が協議された（参考：「令和 3 年度調停委員協議会協議結果要旨」）。

同協議会との連携を企図して開催を予定していた調停運営協議会は、同感染症の感染拡大等を鑑みて中止されたが、最高裁から各庁に対して、日常の執務の機会を利用して調停委員と意見交換を行うなどして、調停の充実・強化に向けた検討を継続するよう連絡しており、これを受けた各庁においても検討が進められるなど、調停委員の技能向上については、これまでの協議会等の結果も踏まえ、一定の成果が蓄積されつつあると思われる。

(2) 他方で、国民の働き方が多様化したこと等に伴い、特に年齢の低い調停委員の確保が困難となった結果、その実働期間が短くなり、また、新受事件数の減少に伴い、OJT の機会を確保することが困難となっている状況から、新任調停委員の確保とあわせて、調停委員の育成を実効的に行う必要性はますます高まっており、これらの問題を解消し、国民のニーズに沿った調停運営を実現するには、これまでの蓄積に加え、引き続き全国的な議論をする必要性が高い。

- (3) 具体的には、令和3年度の調停委員協議会を含めた、これまでの調停委員協議会等で示された取組例を参考に、前記連絡を受けた各庁において、具体的にどのような検討が進められ、試みを行っているか、また、試みが進展していない場合等においては、そのあい路と克服策などについて議論することで、これまでの取組をより深化させることが考えられる。
- (4) そこで、令和4年度の調停委員協議会においては、各庁の調停委員が一堂に会する場で、これまでの議論を更に深めることを念頭に、民事調停が直面する課題を克服してより良い調停運営を実現するために、調停委員の技能向上を図るに際しての具体的方策について協議したい。
- (5) 以上を踏まえた具体的な協議事項は、別紙第1のとおりである。

2 家事調停関係

(協議問題)

各庁においては、一昨年来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を一つの契機として、利用者のニーズや調停の本質的な良さを改めて見つめ直し、在るべき調停運営の姿を考え、実践していく取組（以下「本取組」という。）が積み重ねられている。また、令和3年12月から、一部の庁で調停手続におけるウェブ会議の運用が開始されており、今後、実施庁の拡大が検討されている。そこで、本協議会では、本取組の柱となる事案の内容、期日の目的等に応じたメリハリのある事情聴取・調整の在り方を探り上げ、ウェブ会議の導入も見据えながら、その具体的な内容及びそれを実現するために調停委員が担うべき役割について協議したい。

(出題理由)

- (1) 本取組については、昨年度の本協議会を含む各種協議会や研究会でも採り上げられ、各庁における検討・取組の状況や、その中で見えてきた課題及びその克服策等について、協議・共有が行われてきた。また、調停手続におけるウェ

ブ会議の導入については、令和3年12月から、東京、大阪、名古屋及び福岡の4府において運用が開始され、本年度中にも19府で運用を開始することに向けて検討・準備が進められており、更なる運用の拡大も検討されている。調停手続におけるウェブ会議の利用は、調停委員が行う調停手続の核である事情聴取・調整の在り方を含め、調停運営に大きな影響を及ぼすことが想定されるところ、ウェブ会議の導入は、より合理的かつ充実した審理の実現を図り、家庭裁判所の紛争解決機能を強化することを目的とするものであり、従前から行われてきた調停運営の在り方に関する本取組と軌を一にするものである。

本取組及びウェブ会議の導入によってより合理的かつ充実した審理を実現していくためには、調停のフロントラインに立って調停運営の実践を担う調停委員との間で、上述したような各取組の趣旨・目的を実質的に共有し、関係職種の協働の下により良いプラクティスの実践・検証を不斷に続けていくことが不可欠である。

(2) 以上と同様の観点から、昨年度の本協議会でも、本取組を議題として採り上げたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、一部の府のみの参加となり、同協議会の結果を踏まえて高裁単位で行われる予定であった調停運営協議会も中止となった。そのため、一昨年以来の調停委員を主体とした全国規模での協議の貴重な機会となる本協議会において、改めて本取組を採り上げ、重要な柱の一つである事案の内容、期日の目的等に応じたメリハリのある事情聴取・調整の在り方に関する取組について、協議を行うこととした。

そこで、上記取組の各府における進捗を御紹介いただいた上で、同取組に対する協議員の率直な受け止め等について、調停の本質・利点や当事者のニーズ、調停手続における「傾聴」の意義も踏まえながら意見交換を行うとともに、調停委員の視点から見たメリハリのある事情聴取・調整の在り方や、課題、克服策について協議を行いたい。

(3) さらに、ウェブ会議を利用した調停手続については、上述のとおり今後も運

用の拡大が見込まれるところ、本取組に係る議論を基礎としつつ、ウェブ会議の実施を想定した協議を行うこととしたい。

まずは、既にウェブ会議を経験している4庁より、その実施状況及びそれに対する調停委員としての受け止め等を紹介していただきたい。次いで、他の庁からも、今後のウェブ会議の実施に対する調停委員としての期待、不安等を含めた率直な受け止めを伺いたい。その上で、ウェブ会議を利用した事情聴取・調整の在り方について、対面による方法や電話会議による方法との違いを整理しつつ、ウェブ会議の効果的な活用場面としてどのような場面が想定されるかといった点について意見交換を行うことで、ウェブ会議の利用がメリハリのある事情聴取・調整の在り方にどのような影響を及ぼすかという観点からも協議を行いたい。

(4) 以上を踏まえた具体的な協議事項は、別紙第2のとおりである。

(別紙第1)

民事調停関係協議事項

協議事項 民事調停が直面する課題を克服してより良い調停運営を実現するために、
調停委員の技能向上を図るに際しての具体的方策について

第1 調停委員に求められる技能について（20分）

近時の民事調停の課題（審理期間の長期化及び成立率の減少傾向）を踏まえて、調停委員に求められる技能及びこれに対する認識の共有方法等

第2 調停委員が必要な技能向上を図る方策について（60分）

1 経験の浅い調停委員に対する、オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）

に際して、経験豊富な調停委員に求められる役割

(1) 評議の場面において求められる役割

(2) 評議以外の場面において求められる役割

2 研修の企画・実施に関する実践例及び望まれる工夫例

3 裁判所との連携

(1) 各調停委員と裁判所との連携

(2) 調停協会と裁判所との連携

※ かっこ内は、各事項にかかる協議時間の目安である。

(別紙第2)

家事調停関係協議事項

協議事項 メリハリのある事情聴取・調整の在り方とウェブ会議の導入について

第1 事案の内容、期日の目的等に応じたメリハリのある事情聴取・調整の在り方と調停委員の視点から見た受け止め、課題、克服策等について（85分）

- 1 メリハリのある事情聴取・調整の在り方に関する取組の各庁における進捗と同取組に対する調停委員としての率直な受け止め、感想
- 2 調停委員の視点から見たメリハリのある事情聴取・調整の在り方に関する取組の課題、克服策

第2 ウェブ会議を利用した調停手続における事情聴取・調整の在り方について（85分）

- 1 試行庁におけるウェブ会議の実施状況（試行に向けた準備状況等を含む。）の紹介及び調停委員としての受け止め、感想等
- 2 今後のウェブ会議の実施に対する調停委員としての期待、不安等
- 3 ウェブ会議を利用した調停手続における事情聴取・調整の在り方
 - (1) 対面による方法や電話会議による方法とどのような違いが想定されるか。
 - (2) 効果的な活用場面としてどのような場面が想定されるか。

※ かっこ内は、各事項にかかる協議時間の目安である。

民事局長説明

1 民事調停事件の概況について

全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は、近年おおむね減少傾向にあり、調停事件統計資料第1表のとおり令和3年は3万1869件となっている。次に、事件処理の状況については、同資料第8表のとおりであり、多くの事件において調停成立等により実質的な紛争解決が図られていることがうかがわれる。これは、本日御出席の皆様を中心とした調停委員の皆様の日頃の御尽力のたまものである。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を適切に講じながら安定的に調停事件を処理できているのも、調停委員の皆様による様々な形での御協力があってこそものである。この場をお借りして改めて感謝申し上げる。

2 民事調停の運営について

民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、手続費用の低廉性、傾聴と社会常識に基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有する手続である。民事調停が、これからも紛争解決手続として国民から選ばれ続けていくためには、これらの利点を活かすとともに、充実した調停運営を行い、合理的な審理期間で、当事者にとって納得度の高い紛争解決を提供し、国民のニーズに応え続けていくことが不可欠である。このような観点から、令和元年度より、調停委員協議会等において、調停委員の技能向上のための方策を協議事項として取り上げているところであり、各庁における具体的な取組の成果が蓄積されるとともに、課題も現れてきているのではないかと思われる。社会経済情勢の変化を反映して、複雑・困難な事件が増加しているとともに、高齢者雇用安定法の改正等により定年年齢が上昇したことなど国民の働き方が多様化したことに伴い、特に年齢の低い調停委員の確保が困難となつた結果、その実働期間が短くなり、また、新受件数が伸びていない中で、OJTの機会も減少傾向にあり、調停委員の育成を実効的に行う必要性もますます高ま

っている。

本日は、全国から、指導的な役割を果たしている調停委員の方々に御出席いただき、調停委員の技能向上の方策について具体的な実践も踏まえて協議していくこととした。調停委員の技能向上のための方策に関して抱える課題は、庁の規模等により様々であり、これら様々な規模の庁が意見を交わすことにより、より多角的な検討を行うことが可能となる。皆様方には、本協議会において、民事調停事件が直面する課題について認識を共有していただいた上で、積極的な意見交換を行っていただくことはもちろん、各高等裁判所でこの秋に実施が予定される調停運営協議会の機会なども利用し、本日の成果を各庁の調停委員の皆様へ還元していただきたい。

なお、調停制度は、本年10月に発足から100年目の節目を迎える。100年の長きに渡り調停制度が国民から高い信頼と評価を受けてきたのは、皆様をはじめとする調停委員の方々が、時代とともに移り変わる国民のニーズに敏感に耳を傾け、常に調停運営の改善を図ってこられたからこそである。今後も、調停制度が国民の期待に応え、更に発展していくよう、裁判所としても調停運営の改善に向けて力を尽くす所存であるので、皆様にも、引き続き、民事調停手続の適切な運営と更なる発展のため、御協力いただきたい。

家庭局長説明

1 家事調停事件の概況について

家事調停事件の新受件数は、御手元に配布した調停事件統計資料第1表のとおり、ここ数年は対前年比微減の状況にあったものの、令和3年は令和2年と比べて約1500件増加となり、依然として高い水準を維持している。新型コロナウイルス感染症の影響による国民の外出自粛や社会経済活動の停滞にかかわらず、国民の家事調停に対するニーズは依然として高い水準にあるといえる。

家事調停事件の既済件数は、第2表のとおり、令和3年は約13万9000件と令和2年に比べて約1万5000件増加し、過去10年間で最も多い水準となっている。令和2年の既済件数については新型コロナウイルス感染症感染拡大による業務縮小の影響が大きいと考えられるが、転じて令和3年の既済件数がこのような水準に達しているのは、調停委員の皆様が、各庁において調停運営の在り方を問い合わせ直し、様々な工夫を重ね、事件の滞留を解消するべくご尽力くださった結果であると考えている。

他方で、第16表の終局区分別にみると、既済件数のうち調停成立が占める割合は令和3年が約47パーセントと、令和2年に引き続いて50パーセントを下回っている。もっとも、「その他」の事由により終局した事件の割合が年々増加しており、第17表及び第18表に照らすと、調停に代わる審判によって終局した事件数の増加がその主たる要因と考えられるところ、その9割近くが異議申立てなく確定し、その割合も微増の状況にあることが分かる。当事者間で実質的な合意には至っているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う当事者の出頭負担への配慮等も踏まえて調停に代わる審判を活用するなど、利用者の多様なニーズをきめ細やかに取り入れ、調停成立とは異なる方法も含めて、事案に即した実質的な解決を図ろうとする調停運営の工夫が重ねられていることが見て取れる。

第20表の平均審理期間についてみると、令和3年の既済事件の平均審理期間

は、全調停事件で7・4か月となっている。新型コロナウィルス感染症の感染拡大による影響を大きく受けることとなった令和2年以降の長期化が顕著であるものの、それ以前から、徐々にではあるが確実に長期化の傾向が表れており、10年前である平成24年と比較すると2・5か月伸びている。その原因としては、新型コロナウィルス感染症の感染防止対策として一部調停室の利用を控えていること等のほかに、当事者の対立が激しく、解決までに時間を要する複雑困難な事件が増加していること等があると考えられる。国民に対する司法サービスとしての適正迅速な紛争解決という視点から、今後も調停運営の在り方の見直し・改善の努力を続けていく必要があるといえる。

2 家事調停の運営について

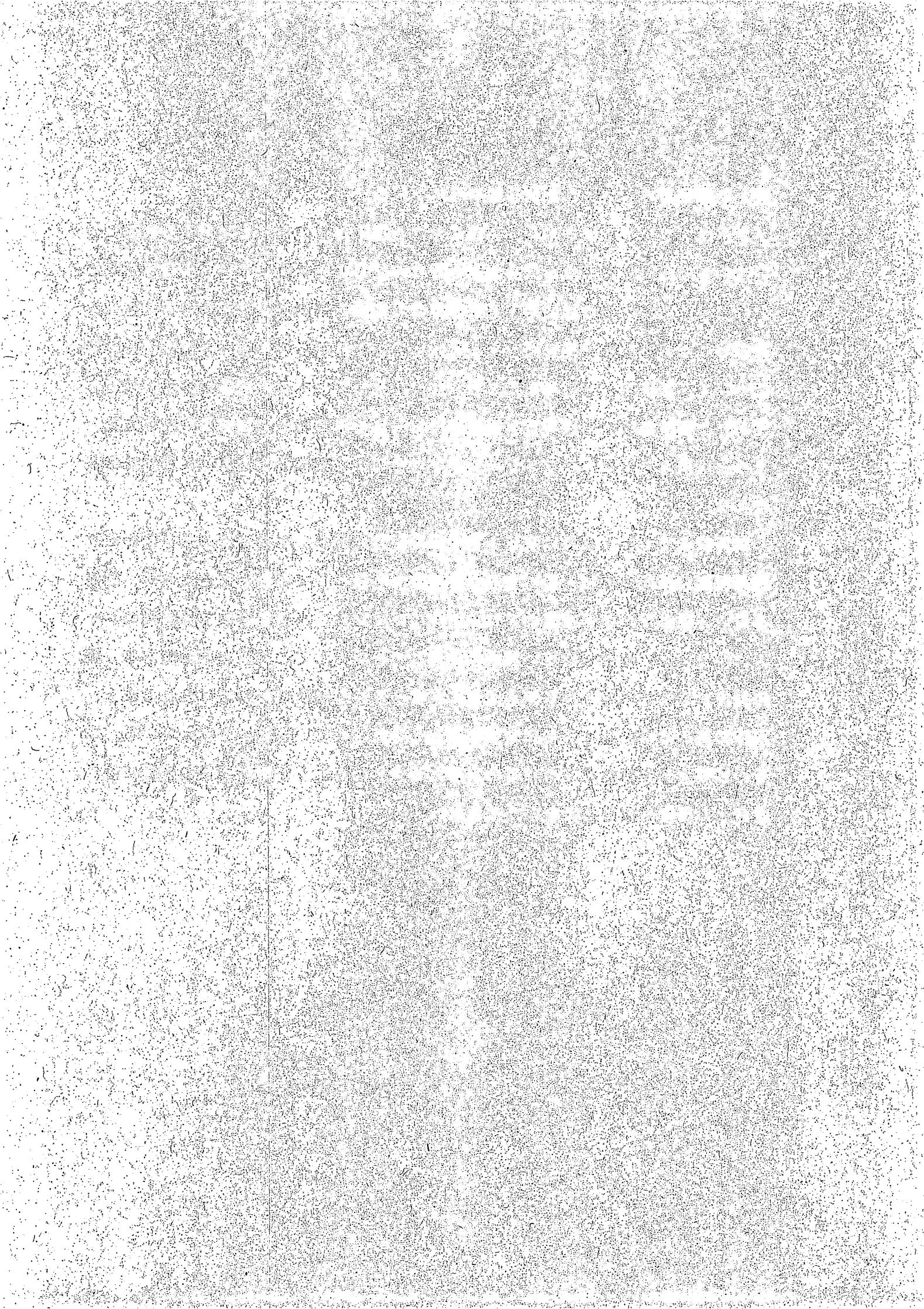
これまででも、調停委員の皆様におかれでは、当事者の納得・信頼に根ざした円満な解決を実現すべく、調停運営のための工夫を重ねてきていただいている。そして、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を一つのきっかけとして、調停の本質・利点や利用者のニーズを踏まえ、在るべき調停運営の在り方を考え実践していく取組についても、積極的に参画いただいているところと承知している。

さらに、令和3年12月からは、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所で家事調停手続についてウェブ会議が導入され、令和4年度にも19の家庭裁判所において導入に向けた準備を進めているところである。今後、実施庁の更なる拡大も引き続き検討していくことを予定している。ウェブ会議の導入は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を契機として国民に身近なものとして急速に社会に浸透しつつあるデジタル技術を活用して、より合理的かつ充実した審理の実現を図り、家庭裁判所の紛争解決機能を強化することを目的とするもので、時代や国民のニーズに即したより良い調停運営の実現を目指す、先に述べた検討・取組と軌を一にするものである。ウェブ会議という新たなツールを活用し、これまで行われてきた取組をさらに進化・発展させるためには、フロントラインに立って調停運営を担う調停委員の皆様としっかりと問題意識を共有し、力を合わせて検

討・実践を進めていくことが必要不可欠である。

本日は、こうした観点から、各庁における調停運営の在り方に関する取組についての各庁の状況や、ウェブ会議試行庁における実施状況について御報告いただいた上で、これらの取組に対する調停委員の皆様の率直な受け止めや考えられる課題等について意見交換を行うことを通じて、これからのはるべき調停運営の姿について、皆様とともに考えてまいりたい。そして、本日の議論が、手続の基本であり、調停委員の皆様が日々実践しておられる事情聴取・調整等の在り方を、より広い視点から更にブラッシュアップさせていく契機となるものになれば幸甚である。

調停制度は本年10月に発足100周年を迎えるが、100年の長きにわたり調停制度が国民の信頼を得て主要な紛争解決手続として存続してきたのは、調停委員の皆様が常に調停運営のフロントラインに立ち、当事者ひいては国民のニーズにかなった、利用しやすい調停の実践に力を尽くしてこられた賜物である。調停制度がこれからも100年も国民に必要とされる制度であり続けられるよう、調停委員の皆様と共にさらに制度を進化・発展させていきたいと考えている。本日の協議会が、新たな100年に向けた基点となるよう、調停委員の皆様には、是非とも積極的な御議論をいただきたい。



令和3年度 調停事件統計資料

資料6

1 全調停事件関係

第1表 調停新受事件数

区分 年	調停新受 総件数	民事調停 新受件数	家事調停 新受件数
平成24年	197,664	55,862	141,802
平成25年	187,196	47,596	139,600
平成26年	181,102	43,862	137,240
平成27年	181,641	40,760	140,881
平成28年	179,911	39,191	140,720
平成29年	175,291	35,939	139,352
平成30年	169,850	34,019	135,831
令和元年	169,353	32,919	136,434
令和2年	161,743	30,723	131,020
令和3年	164,546	31,869	132,677

(注) 平成24年の家事調停新受件数には、高裁の事件数を含まない。

第2表 調停既済事件数

区分 年	調停既済 総件数	民事調停 既済件数	家事調停 既済件数
平成24年	197,226	57,421	139,805
平成25年	185,069	47,436	137,633
平成26年	181,683	44,393	137,290
平成27年	177,921	40,263	137,658
平成28年	178,417	39,635	138,782
平成29年	173,259	35,988	137,271
平成30年	168,240	34,112	134,128
令和元年	163,349	32,758	130,591
令和2年	155,155	30,730	124,425
令和3年	172,408	33,104	139,304

(注) 平成24年の家事調停既済件数には、高裁の事件数を含まない。

第3表 全国裁判所調停事件数—事件の種類別(令和3年)

種 別	新 受	既 満	未 満
総 数	164,546	172,408	79,421
民 事 調 停 総 数	31,869	33,104	8,835
民 事 一 般 調 停	19,612	20,041	4,667
商 事 調 停	4,018	4,253	1,279
宅 地 建 物 調 停	3,884	4,037	1,636
(地 代 借 貸 増 減)	1,158	1,119	607
農 事 調 停	109	108	40
鉱 害 調 停	0	0	0
交 通 調 停	1,921	2,162	679
公 害 等 調 停	54	56	25
特 定 調 停	2,271	2,447	509
家 事 調 停 総 数	132,677	139,304	70,586
別 表 第 二 調 停	82,600	85,633	46,615
一 般 調 停	46,977	50,394	22,848
合 意 に 相 当 す る 審 判	2,979	3,157	1,116

(注) 地代借貸増減調停事件、特定調停事件、別表第二調停事件、
 (家事)一般調停事件、及び合意に相当する審判事件以外の
 事件数は、高裁の事件数を含むものである。

2 民事調停事件関係

以下、各表の上部に記載している(高)は高等裁判所を、(地)は地方裁判所を、(簡)は簡易裁判所を指す。

第4表 民事調停新受事件数

(高・地・簡)

年 件数	新受件数	指数
平成24年	55,862	100.0
平成25年	47,596	85.2
平成26年	43,862	78.5
平成27年	40,760	73.0
平成28年	39,191	70.2
平成29年	35,939	64.3
平成30年	34,019	60.9
令和元年	32,919	58.9
令和2年	30,723	55.0
令和3年	31,869	57.0

(注) 指数は、平成24年の調停新受件数に対する百分比である。

第5表 民事調停等新受事件数

(高・地・簡)

区分 年	第一審訴訟 新受件数 A	督促手続, 起訴前の和解 新受件数 B	民事調停 新受件数 C	A+B+C D	C/D (%)	A/D (%)
平成24年	580,889	285,300	55,862	922,051	6.1	63.0
平成25年	494,645	259,723	47,596	801,964	5.9	61.7
平成26年	473,885	251,665	43,862	769,412	5.7	61.6
平成27年	477,164	239,329	40,760	757,253	5.4	63.0
平成28年	485,635	277,947	39,191	802,773	4.9	60.5
平成29年	493,213	298,841	35,939	827,993	4.3	59.6
平成30年	489,209	331,651	34,019	854,879	4.0	57.2
令和元年	487,643	306,636	32,919	827,198	4.0	59.0
令和2年	450,808	237,249	30,723	718,780	4.3	62.7
令和3年	460,658	232,834	31,869	725,361	4.4	63.5

(注) 1 「第一審訴訟新受件数」には、少額訴訟の新受件数を含む。

2 「第一審訴訟新受件数」には、地裁第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁第一審訴訟の各新受件数を含まない。

第6表 民事調停新受事件数一事件の種類別

(高・地・簡)

種別 年	総数	一般	商事	宅地建物	地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成24年	55,862	34,642	7,228	5,018	1,007	189	0	3,179	92	5,514
	(100.0%)	(62.0%)	(12.9%)	(9.0%)	(1.8%)	(0.3%)	(0.0%)	(5.7%)	(0.2%)	(9.9%)
平成25年	47,596	29,176	6,298	4,900	899	213	0	3,085	75	3,849
	(100.0%)	(61.3%)	(13.2%)	(10.3%)	(1.9%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.5%)	(0.2%)	(8.1%)
平成26年	43,862	26,008	6,602	4,638	851	204	0	2,950	89	3,371
	(100.0%)	(59.3%)	(15.1%)	(10.6%)	(1.9%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.7%)	(0.2%)	(7.7%)
平成27年	40,760	23,699	6,230	4,439	885	192	0	3,022	100	3,078
	(100.0%)	(58.1%)	(15.3%)	(10.9%)	(2.2%)	(0.5%)	(0.0%)	(7.4%)	(0.2%)	(7.6%)
平成28年	39,191	22,891	5,903	4,343	917	184	0	2,676	104	3,090
	(100.0%)	(58.4%)	(15.1%)	(11.1%)	(2.3%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.8%)	(0.3%)	(7.9%)
平成29年	35,939	20,797	5,019	4,149	907	147	0	2,349	84	3,394
	(100.0%)	(57.9%)	(14.0%)	(11.5%)	(2.5%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.5%)	(0.2%)	(9.4%)
平成30年	34,019	19,351	4,615	4,198	1,048	128	0	2,288	76	3,363
	(100.0%)	(56.9%)	(13.6%)	(12.3%)	(3.1%)	(0.4%)	(0.0%)	(6.7%)	(0.2%)	(9.9%)
令和元年	32,919	18,395	4,716	4,469	1,258	158	0	2,114	75	2,992
	(100.0%)	(55.9%)	(14.3%)	(13.6%)	(3.8%)	(0.5%)	(0.0%)	(6.4%)	(0.2%)	(9.1%)
令和2年	30,723	18,213	4,014	3,896	969	97	0	2,035	47	2,421
	(100.0%)	(59.3%)	(13.1%)	(12.7%)	(3.2%)	(0.3%)	(0.0%)	(6.6%)	(0.2%)	(7.9%)
令和3年	31,869	19,612	4,018	3,884	1,158	109	0	1,921	54	2,271
	(100.0%)	(61.5%)	(12.6%)	(12.2%)	(3.6%)	(0.3%)	(0.0%)	(6.0%)	(0.2%)	(7.1%)

(注) 1 地代借賃増減調停事件及び特定調停事件には、高裁の事件数を含まない。

2 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

3 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第7表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

(簡)

種別 年	民事調停 事件総数	債務の調整に関する調停事件			
		うち特定	うち貸金業	うち信販	合 計
平成29年	32,704	3,368	1,307	1,220	5,895 (18.0%)
平成30年	30,959	3,294	1,182	1,106	5,582 (18.0%)
令和元年	29,764	2,959	1,153	985	5,097 (17.1%)
令和2年	26,390	2,403	1,086	950	4,439 (16.8%)
令和3年	25,476	2,231	1,397	1,057	4,685 (18.4%)

(注) 1 貸金業関係及び信販関係の新受件数は、一般調停事件及び商事調停事件として申し立てられた件数である。

2 信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合、信販関係と貸金業関係に重ねて計上される場合がある。

3 合計欄の百分比は、民事調停総新受件数に占める割合である。

第8表 民事調停既済事件数－事件の種類及び終局区分別(令和3年)

(地・簡)

区分 種別	総数		調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)
総 数	33,040	100.0	10,149	30.7	8,690	26.3	10,096	30.6	3,381	10.2	724	2.2
一 般	19,981	100.0	5,735	28.7	4,966	24.9	7,149	35.8	1,699	8.5	432	2.2
商 事	4,251	100.0	1,411	33.2	1,224	28.8	1,061	25.0	380	8.9	175	4.1
宅地建物	4,037	100.0	1,461	36.2	1,702	42.2	288	7.1	526	13.0	60	1.5
農 事	108	100.0	41	38.0	43	39.8	2	1.9	13	12.0	9	8.3
鉱 害	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
交 通	2,160	100.0	1,045	48.4	532	24.6	314	14.5	241	11.2	28	1.3
公 害 等	56	100.0	20	35.7	32	57.1	0	-	4	7.1	0	-
特 定	2,447	100.0	436	17.8	191	7.8	1,282	52.4	518	21.2	20	0.8

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第9表 民事調停既済事件数－終局区分別

(地・簡)

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
		件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)
平成24年	57,415	15,656	27.3	13,822	24.1	20,223	35.2	6,624	11.5	1,090	1.9
平成25年	47,429	14,302	30.2	12,433	26.2	13,401	28.3	6,403	13.5	890	1.9
平成26年	44,385	13,697	30.9	11,807	26.6	10,862	24.5	7,175	16.2	844	1.9
平成27年	40,251	13,160	32.7	10,568	26.3	9,664	24.0	5,983	14.9	876	2.2
平成28年	39,624	12,827	32.4	10,686	27.0	9,060	22.9	6,047	15.3	1,004	2.5
平成29年	35,978	11,982	33.3	9,882	27.5	8,415	23.4	4,713	13.1	986	2.7
平成30年	34,101	11,239	33.0	9,404	27.6	8,073	23.7	4,538	13.3	847	2.5
令和元年	32,735	10,608	32.4	9,654	29.5	7,478	22.8	4,185	12.8	810	2.5
令和2年	30,669	8,497	27.7	8,499	27.7	9,168	29.9	3,708	12.1	797	2.6
令和3年	33,040	10,149	30.7	8,690	26.3	10,096	30.6	3,381	10.2	724	2.2

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第10表 民事調停既済事件数－審理期間別

(地・簡)

区分 年	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間(月)
		件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	百分比 (%)	件数	
平成29年	35,978	8,323	9,376	6,031	7,509	3,417	1,141	181	3.5
	(100.0%)	(23.1%)	(26.1%)	(16.8%)	(20.9%)	(9.5%)	(3.2%)	(0.5%)	
平成30年	34,101	7,415	8,666	5,649	7,427	3,548	1,157	239	3.7
	(100.0%)	(21.7%)	(25.4%)	(16.6%)	(21.8%)	(10.4%)	(3.4%)	(0.7%)	
令和元年	32,735	6,692	7,797	5,611	7,491	3,685	1,194	265	3.9
	(100.0%)	(20.4%)	(23.8%)	(17.1%)	(22.9%)	(11.3%)	(3.6%)	(0.8%)	
令和2年	30,669	8,373	4,990	4,210	7,005	4,380	1,435	276	4.2
	(100.0%)	(27.3%)	(16.3%)	(13.7%)	(22.8%)	(14.3%)	(4.7%)	(0.9%)	
令和3年	33,040	10,726	5,656	4,517	6,528	3,526	1,717	370	3.9
	(100.0%)	(32.5%)	(17.1%)	(13.7%)	(19.8%)	(10.7%)	(5.2%)	(1.1%)	

(注) 1 平成29年から令和2年までの欄の下段及び令和2年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 令和3年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第11表 民事調停既済事件数一実施回数別

(地・簡)

区分 年	総数	実施 しない	1回	2回	3回	4~5回	6~10回	11回 以上	平均実施 回数
平成29年	35,978	7,361 (100.0%)	11,258 (20.5%)	7,502 (31.3%)	4,114 (20.9%)	3,362 (11.4%)	1,947 (9.3%)	434 (5.4%)	2.1 (1.2%)
平成30年	34,101	6,841 (100.0%)	10,453 (20.1%)	7,154 (30.7%)	3,922 (21.0%)	3,330 (11.5%)	1,972 (9.8%)	429 (5.8%)	2.1 (1.3%)
令和元年	32,735	6,546 (100.0%)	9,729 (20.0%)	7,069 (29.7%)	3,795 (21.6%)	3,331 (11.6%)	1,825 (10.2%)	440 (5.6%)	2.1 (1.3%)
令和2年	30,669	8,487 (100.0%)	8,503 (27.7%)	6,035 (27.7%)	3,099 (19.7%)	2,698 (10.1%)	1,481 (8.8%)	366 (4.8%)	1.9 (1.2%)
令和3年	33,040	9,142 (100.0%)	9,406 (27.7%)	5,968 (28.5%)	3,202 (18.1%)	2,985 (9.7%)	1,885 (9.0%)	452 (5.7%)	2.0 (1.4%)

(注) 1 平成29年から令和2年までの欄の下段及び令和3年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 令和3年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第12表 民事調停既済事件数一事件の種類及び審理期間別(令和3年)

(地・簡)

区分 種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理 期間 (月)
総 数	33,040 (100.0%)	10,726 (32.5%)	5,656 (17.1%)	4,517 (13.7%)	6,528 (19.8%)	3,526 (10.7%)	1,717 (5.2%)	370 (1.1%)	3.9
一 般	19,981 (100.0%)	8,557 (42.8%)	3,120 (15.6%)	2,273 (11.4%)	3,359 (16.8%)	1,664 (8.3%)	802 (4.0%)	206 (1.0%)	3.3
商 事	4,251 (100.0%)	1,035 (24.3%)	914 (21.5%)	747 (17.6%)	746 (17.5%)	432 (10.2%)	287 (6.8%)	90 (2.1%)	4.5
宅地建物	4,037 (100.0%)	405 (10.0%)	624 (15.5%)	583 (14.4%)	1,207 (29.9%)	855 (21.2%)	330 (8.2%)	33 (0.8%)	5.6
農 事	108 (100.0%)	9 (8.3%)	21 (19.4%)	21 (19.4%)	30 (27.8%)	20 (18.5%)	6 (5.6%)	1 (0.9%)	5.0
鉱 害	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	-
交 通	2,160 (100.0%)	649 (30.0%)	173 (8.0%)	195 (9.0%)	499 (23.1%)	410 (19.0%)	201 (9.3%)	33 (1.5%)	5.4
公 害 等	56 (100.0%)	2 (3.6%)	12 (21.4%)	10 (17.9%)	15 (26.8%)	13 (23.2%)	3 (5.4%)	1 (1.8%)	5.6
特 定	2,447 (100.0%)	69 (2.8%)	792 (32.4%)	688 (28.1%)	672 (27.5%)	132 (5.4%)	88 (3.6%)	6 (0.2%)	3.7

(注) 1 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第13表 調停に代わる決定事件数－事件の種類別

(地・簡)

区分 年	総数	一般	商事	宅地建物		農事	鉱害	交通	公害等	特定
				地代借賃	賃					
平成24年	20,223	13,280	2,533	186	12	2	0	72	1	4,149
	278	124	23	6	2	0	0	2	0	123
	(1.4%)	(0.9%)	(0.9%)	(3.2%)	(16.7%)	(0.0%)	-	(2.8%)	(0.0%)	(3.0%)
平成25年	13,401	9,121	1,628	207	12	3	0	95	2	2,345
	145	78	16	11	3	1	0	7	1	31
	(1.1%)	(0.9%)	(1.0%)	(5.3%)	(25.0%)	(33.3%)	-	(7.4%)	(50.0%)	(1.3%)
平成26年	10,862	6,890	1,737	196	18	2	0	110	1	1,926
	164	85	16	17	5	0	0	10	0	36
	(1.5%)	(1.2%)	(0.9%)	(8.7%)	(27.8%)	(0.0%)	-	(9.1%)	(0.0%)	(1.9%)
平成27年	9,664	5,847	1,667	236	28	1	0	128	1	1,784
	129	63	14	19	8	0	0	11	1	21
	(1.3%)	(1.1%)	(0.8%)	(8.1%)	(28.6%)	(0.0%)	-	(8.6%)	(100.0%)	(1.2%)
平成28年	9,060	5,650	1,419	193	40	6	0	110	0	1,682
	159	86	17	25	18	1	0	7	0	23
	(1.8%)	(1.5%)	(1.2%)	(13.0%)	(45.0%)	(16.7%)	-	(6.4%)	-	(1.4%)
平成29年	8,415	5,477	1,058	170	22	4	0	111	0	1,595
	129	80	12	12	4	0	0	9	0	16
	(1.5%)	(1.5%)	(1.1%)	(7.1%)	(18.2%)	(0.0%)	-	(8.1%)	-	(1.0%)
平成30年	8,073	5,051	905	171	26	1	0	123	0	1,822
	141	86	13	13	6	0	0	10	0	19
	(1.7%)	(1.7%)	(1.4%)	(7.6%)	(23.1%)	(0.0%)	-	(8.1%)	-	(1.0%)
令和元年	7,478	4,719	842	227	19	3	0	137	1	1,549
	132	85	6	13	3	0	0	5	1	22
	(1.8%)	(1.8%)	(0.7%)	(5.7%)	(15.8%)	(0.0%)	-	(3.6%)	(100.0%)	(1.4%)
令和2年	9,168	6,199	1,052	273	32	7	0	350	1	1,286
	117	74	9	12	4	0	0	5	0	17
	(1.3%)	(1.2%)	(0.9%)	(4.4%)	(12.5%)	(0.0%)	-	(1.4%)	(0.0%)	(1.3%)
令和3年	10,096	7,149	1,061	288	33	2	0	314	0	1,282
	206	146	19	21	4	0	0	10	0	10
	(2.0%)	(2.0%)	(1.8%)	(7.3%)	(12.1%)	(0.0%)	-	(3.2%)	-	(0.8%)

(注) 各欄中段の数字は異議申立件数、下段の数字は異議申立率(%)である。

3 家事調停事件関係

第14表 家事調停事件等新受事件数

(高・家)

区分 年	調停 新受件数	指 新受件数	審判 新受件数	指 新受件数	人事訴訟 (第一審) 新受件数	指 新受件数
平成24年	141,802	100.0	672,681	100.0	11,409	100.0
平成25年	139,600	98.4	734,231	109.1	10,594	92.9
平成26年	137,240	96.8	730,614	108.6	10,527	92.3
平成27年	140,881	99.4	784,093	116.6	10,338	90.6
平成28年	140,720	99.2	835,721	124.2	10,004	87.7
平成29年	139,352	98.3	863,888	128.4	9,827	86.1
平成30年	135,831	95.8	883,005	131.3	9,272	81.3
令和元年	136,434	96.2	907,803	135.0	9,042	79.3
令和2年	131,020	92.4	926,833	137.8	8,568	75.1
令和3年	132,677	93.6	967,420	143.8	10,094	88.5

(注) 1 平成24年の調停及び審判断受件数には、高裁の事件数を含まない。

2 指数は、平成24年の新受件数に対する百分比である。

第15表 家事調停新受事件数一事件の種類別

(家)

種別	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	件数	指数								
総 数	139,274	100.0	135,784	97.5	136,359	97.9	130,937	94.0	132,556	95.2
総 数	81,600	100.0	80,453	98.6	81,795	100.2	79,652	97.6	82,600	101.2
夫婦同居・協力扶助	111	100.0	80	72.1	75	67.6	62	55.9	82	73.9
婚姻費用分担	21,761	100.0	21,659	99.5	22,619	103.9	22,648	104.1	22,271	102.3
子の監護に関する処分	35,216	100.0	34,866	99.0	35,251	100.1	34,481	97.9	37,221	105.7
うち監護者指定	2,271	100.0	2,327	102.5	2,431	107.0	2,244	98.8	2,290	100.8
うち養育費	18,060	100.0	17,830	98.7	17,648	97.7	17,655	97.8	19,124	105.9
うち面会交流	13,166	100.0	13,010	98.8	13,534	102.8	12,929	98.2	14,127	107.3
うち子の引渡し	1,636	100.0	1,611	98.5	1,576	96.3	1,578	96.5	1,610	98.4
財産分与	1,761	100.0	1,725	98.0	1,809	102.7	1,747	99.2	1,833	104.1
親権者指定・変更	6,145	100.0	5,908	96.1	5,930	96.5	5,521	89.8	5,160	84.0
扶養	527	100.0	497	94.3	491	93.2	448	85.0	478	90.7
遺産分割等	14,044	100.0	13,739	97.8	13,801	98.3	12,760	90.9	13,565	96.6
寄与分を定める処分	647	100.0	705	109.0	574	88.7	524	81.0	584	90.3
特別の寄与に関する処分	-	-	-	-	4	-	298	-	243	-
請求すべき分割合に関する処分	1,217	100.0	1,103	90.6	1,063	87.3	987	81.1	982	80.7
その他の	171	100.0	171	100.0	178	104.1	176	102.9	181	105.8
総 数	54,217	100.0	51,884	95.7	51,284	94.6	48,209	88.9	46,977	86.6
婚姻中の夫婦間の事件	45,777	100.0	44,045	96.2	43,492	95.0	41,037	89.6	39,886	87.1
婚姻外の男女間の事件	250	100.0	201	80.4	175	70.0	142	56.8	206	82.4
離婚等に基づく慰謝料	588	100.0	466	79.3	437	74.3	396	67.3	392	66.7
親族間の紛争	2,082	100.0	2,011	96.6	2,067	99.3	1,722	82.7	1,751	84.1
離縁	1,122	100.0	1,071	95.5	1,127	100.4	1,090	97.1	1,216	108.4
その他の	4,398	100.0	4,090	93.0	3,986	90.6	3,822	86.9	3,526	80.2
総 数	3,457	100.0	3,447	99.7	3,280	94.9	3,076	89.0	2,979	86.2
協議離婚無効・取消し	367	100.0	360	98.1	411	112.0	391	106.5	339	92.4
認知	1,368	100.0	1,391	101.7	1,406	102.8	1,377	100.7	1,387	101.4
嫡出否認	490	100.0	507	103.5	456	93.1	450	91.8	375	76.5
親子関係不存在確認	808	100.0	743	92.0	622	77.0	513	63.5	509	63.0
その他の	424	100.0	446	105.2	385	90.8	345	81.4	369	87.0

(注) 指数は、平成29年の当該事件に対する百分比である。

第16表 家事調停既済事件数一終局区分別

(家)

区分 年	総件数	調停成立		調停不成立		合意に相当する審判		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成24年	139,805	73,414	52.5	26,891	19.2	2,053	1.5	33,242	23.8	4,205	3.0
平成25年	137,627	72,893	53.0	25,783	18.7	1,845	1.3	31,998	23.2	5,108	3.7
平成26年	137,258	73,138	53.3	25,564	18.6	1,984	1.4	29,758	21.7	6,814	5.0
平成27年	137,601	73,042	53.1	24,742	18.0	1,899	1.4	29,476	21.4	8,442	6.1
平成28年	138,700	73,230	52.8	24,798	17.9	2,059	1.5	28,568	20.6	10,045	7.2
平成29年	137,194	72,032	52.5	23,875	17.4	1,933	1.4	28,145	20.5	11,209	8.2
平成30年	134,079	69,689	52.0	23,164	17.3	1,830	1.4	26,743	19.9	12,653	9.4
令和元年	130,520	66,385	50.9	22,517	17.3	1,796	1.4	25,609	19.6	14,213	10.9
令和2年	124,343	59,527	47.9	22,552	18.1	1,528	1.2	25,144	20.2	15,592	12.5
令和3年	139,184	65,872	47.3	27,399	19.7	1,693	1.2	25,068	18.0	19,152	13.8

(注) 1 「合意に相当する審判」は、平成24年までは「家事審判法23条審判」と称していた。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第17表 家事調停既済事件数—事件の種類及び終局区分別(令和3年)

(家)

区分 種別	既済総数	調停成立	調停不成立	取下げ	合意に相当する審判	調停に代わる審判	その他
総 数	139,184 (100.0)	65,872 (47.3)	27,399 (19.7)	25,068 (18.0)	1,693 (1.2)	12,635 (9.1)	6,517 (4.7)
総 数	85,633 (100.0)	44,035 (51.4)	12,369 (14.4)	15,870 (18.5)	0 (0.0)	8,559 (10.0)	4,800 (5.6)
夫婦同居・協力扶助	70 (100.0)	5 (7.1)	26 (37.1)	31 (44.3)	0 (0.0)	1 (1.4)	7 (10.0)
婚姻費用分担	24,185 (100.0)	12,939 (53.5)	3,681 (15.2)	4,989 (20.6)	0 (0.0)	1,521 (6.3)	1,055 (4.4)
子の監護に関する処分	37,323 (100.0)	19,749 (52.9)	5,931 (15.9)	6,737 (18.1)	0 (0.0)	2,388 (6.4)	2,518 (6.7)
うち監護者の指定	2,416 (100.0)	668 (27.6)	629 (26.0)	677 (28.0)	0 (0.0)	77 (3.2)	365 (15.1)
うち養育費	18,981 (100.0)	11,202 (59.0)	2,781 (14.7)	2,513 (13.2)	0 (0.0)	1,573 (8.3)	912 (4.8)
うち面会交流	14,136 (100.0)	7,502 (53.1)	2,001 (14.2)	3,052 (21.6)	0 (0.0)	701 (5.0)	880 (6.2)
うち子の引渡し	1,708 (100.0)	352 (20.6)	489 (28.6)	474 (27.8)	0 (0.0)	37 (2.2)	356 (20.8)
財産分与	1,869 (100.0)	1,010 (54.0)	333 (17.8)	355 (19.0)	0 (0.0)	79 (4.2)	92 (4.9)
親権者指定期更	5,457 (100.0)	3,237 (59.3)	487 (8.9)	1,124 (20.6)	0 (0.0)	385 (7.1)	224 (4.1)
扶養	495 (100.0)	177 (35.8)	118 (23.8)	139 (28.1)	0 (0.0)	26 (5.3)	35 (7.1)
遺産分割等	14,273 (100.0)	5,926 (41.5)	1,441 (10.1)	2,211 (15.5)	0 (0.0)	3,893 (27.3)	802 (5.6)
寄与分を定める処分	559 (100.0)	247 (44.2)	136 (24.3)	86 (15.4)	0 (0.0)	73 (13.1)	17 (3.0)
特別の寄与に関する処分	197 (100.0)	51 (25.9)	38 (19.3)	90 (45.7)	0 (0.0)	4 (2.0)	14 (7.1)
請求すべき按分割合に関する処分	1,011 (100.0)	642 (63.5)	114 (11.3)	68 (6.7)	0 (0.0)	160 (15.8)	27 (2.7)
その他の	194 (100.0)	52 (26.8)	64 (33.0)	40 (20.6)	0 (0.0)	29 (14.9)	9 (4.6)
一般	50,394 (100.0)	21,814 (43.3)	14,419 (28.6)	8,528 (16.9)	5 (0.0)	4,065 (8.1)	1,563 (3.1)
調停	42,825 (100.0)	19,206 (44.8)	11,819 (27.6)	6,765 (15.8)	0 (0.0)	3,731 (8.7)	1,304 (3.0)
婚姻中の夫婦間の事件	192 (100.0)	72 (37.5)	56 (29.2)	55 (28.6)	0 (0.0)	2 (1.0)	7 (3.6)
婚姻外の男女間の事件	1,765 (100.0)	356 (20.2)	738 (41.8)	572 (32.4)	0 (0.0)	27 (1.5)	72 (4.1)
親族間の紛争	5,612 (100.0)	2,180 (38.8)	1,806 (32.2)	1,136 (20.2)	5 (0.1)	305 (5.4)	180 (3.2)
合意に相当する審判事件	3,157 (100.0)	23 (0.7)	611 (19.4)	670 (21.2)	1,688 (53.5)	11 (0.3)	154 (4.9)

(注) 1 各欄下段の数字は、当該事件の既済総数に対する百分比である。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第18表 調停に代わる審判がされた事件数－事件の種類別

(家)

年 種別	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
別表 第二調停	総 数	5519 (708)	6936 (940)	8047 (1081)	9592 (1242)	12635 (1393)
	夫婦同居・協力扶助	1 (1)	1 (2)	0 (1)	1 (1)	1 (0)
	婚姻費用分担	628 (183)	695 (220)	842 (249)	1100 (325)	1521 (343)
	子の監護に関する処分	1345 (247)	1525 (382)	1764 (428)	1909 (500)	2388 (523)
	財産分与	39 (12)	32 (11)	35 (14)	66 (13)	79 (19)
	親権者指定・変更	319 (16)	309 (22)	386 (25)	426 (24)	385 (27)
	扶養	26 (2)	31 (7)	20 (12)	24 (4)	26 (7)
	遺産分割等	2048 (165)	2822 (202)	3096 (236)	3171 (254)	3893 (308)
	寄与分を定める処分	39 (8)	45 (8)	73 (4)	68 (13)	73 (10)
	特別の寄与に関する処分	- -	- (0)	0 (0)	3 (0)	4 (1)
一般調停	請求すべき按分割合に関する処分	110 (10)	103 (10)	111 (12)	133 (11)	160 (6)
	婚姻中の夫婦間の事件	820 (54)	1186 (63)	1481 (86)	2416 (84)	3731 (128)
	婚姻外の男女間の事件	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)
	離婚等に基づく慰謝料	0 (1)	4 (0)	4 (1)	3 (0)	5 (1)
	親族間の紛争	12 (0)	17 (2)	20 (2)	18 (0)	27 (1)
	離縁	66 (2)	81 (3)	110 (7)	147 (5)	188 (9)

(注) 各欄下段の括弧内の数字は、当該事件の異議申立件数である。

第19表 家事調停既済事件数一審理期間別

(家)

区分年	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
平成28年	138,700	11,785	41,050	44,814	30,875	9,187	989	5.5
	(100.0%)	(8.5%)	(29.6%)	(32.3%)	(22.3%)	(6.6%)	(0.7%)	
平成29年	137,194	11,223	38,854	43,825	32,310	9,847	1,135	5.8
	(100.0%)	(8.2%)	(28.3%)	(31.9%)	(23.6%)	(7.2%)	(0.8%)	
平成30年	134,079	10,788	36,048	41,911	33,020	11,046	1,266	6.0
	(100.0%)	(8.0%)	(26.9%)	(31.3%)	(24.6%)	(8.2%)	(0.9%)	
令和元年	130,520	10,107	33,773	40,171	32,888	12,142	1,439	6.3
	(100.0%)	(7.7%)	(25.9%)	(30.8%)	(25.2%)	(9.3%)	(1.1%)	
令和2年	124,343	9,121	25,327	35,464	37,422	15,186	1,823	7.2
	(100.0%)	(7.3%)	(20.4%)	(28.5%)	(30.1%)	(12.2%)	(1.5%)	
令和3年	139,184	9,919	30,266	39,539	37,531	19,047	2,882	7.4
	(100.0%)	(7.1%)	(21.7%)	(28.4%)	(27.0%)	(13.7%)	(2.1%)	

(注) 1. 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2. 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第20表 家事調停事件の平均審理期間(月)

(家)

区分年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
既済事件	全調停事件	4.9	5.2	5.3	5.3	5.5	5.8	6.0	6.3	7.2	7.4
	別表第二調停	5.2	5.5	5.7	5.7	5.8	6.0	6.4	6.7	7.5	7.7
	別表第二以外の調停	4.5	4.8	5.0	5.0	5.1	5.4	5.6	5.7	6.7	6.8
未済事件	全調停事件	5.0	5.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.6	5.9	6.8	6.6
	別表第二調停	5.8	5.7	5.6	5.6	5.7	5.9	6.2	6.4	7.3	7.0
	別表第二以外の調停	3.9	4.1	4.2	4.2	4.4	4.6	4.7	5.1	5.9	5.6

(注) 「別表第二調停」は平成24年まで「乙類調停」と称していた。

4 各裁判所調停事件数

第21表 各地方裁判所民事調停事件数(令和3年)

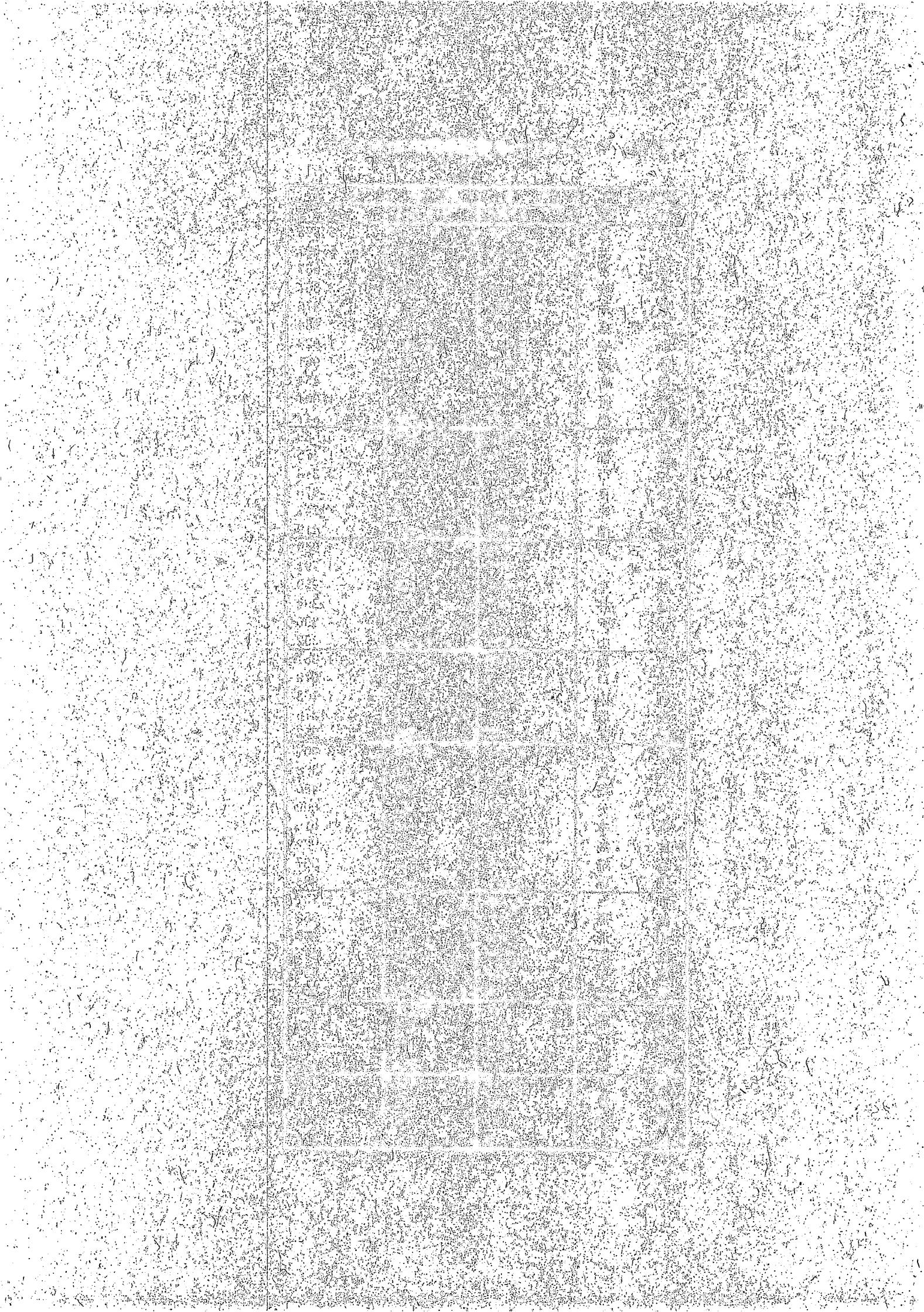
裁判所	新受	既済	未済
総 数	6,329	6,311	1,370
東京	922	936	438
横浜	182	178	63
さいたま	79	83	13
千葉	92	91	32
水戸	48	48	13
宇都宮	35	33	6
前橋	44	41	13
静岡	142	139	19
甲府	1	5	0
長野	42	39	8
新潟	24	25	8
大阪	899	903	255
京都	323	293	89
神戸	350	352	38
奈良	75	76	10
大津	85	83	7
和歌山	30	27	6
名古屋	327	311	108
岐阜	71	72	6
福井	34	35	11
金沢	49	50	4
富山	34	37	5
広島	22	19	7
山口	30	30	5
岡山	21	27	6
鳥取	33	43	1
松江	2	5	0
福岡	20	17	4
佐賀	1,204	1,202	33
長崎	64	62	3
大分	72	71	5
熊本	66	65	2
鹿児島	88	93	14
宮崎	107	99	16
那覇	41	43	3
仙台	153	156	8
福島	121	121	9
山形	70	72	9
盛岡	14	15	4
秋田	16	11	9
青森	12	13	2
札幌	27	27	3
函館	97	103	41
旭川	7	7	0
釧路	50	48	3
高松	25	26	2
徳島	18	19	7
高知	19	18	9
山口	21	23	4
松山	21	19	9

第22表 各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数(令和3年)

裁判所	新受	既済	未済
总数	25,476	26,729	7,460
東京	4,158	4,746	1,275
横浜	931	1,083	357
さいたま	675	735	237
千葉	691	807	216
水戸	378	374	129
宇都宮	266	263	89
宇都橋	293	299	93
前橋	647	643	215
静岡	160	185	30
甲府	432	424	105
長野	341	330	99
新潟			
大阪	2,283	2,405	1,162
京都	571	622	188
神戸	1,050	1,107	330
奈良	173	188	64
大津	320	314	73
和歌山	164	174	52
名古屋	2,115	2,148	434
古津	273	283	74
岐阜	429	449	96
福井	179	172	41
金沢	175	163	55
富山	243	261	70
広島	387	403	112
山口	222	247	52
岡山	394	411	142
鳥取	91	104	23
松江	95	107	23
福島	1,422	1,400	224
佐賀	140	130	31
長崎	266	263	39
大分	365	365	74
熊本	403	401	76
鹿児島	312	292	63
宮崎	298	242	91
那覇	490	514	112
仙台	642	603	209
福島	414	413	100
山形	221	197	59
盛岡	236	240	57
秋田	160	143	35
青森	198	199	44
札幌	601	680	135
函館	61	68	12
旭川	119	116	20
釧路	133	130	26
高松	225	224	57
徳島	178	177	50
高知	141	158	42
松山	315	327	68

第23表 各家庭裁判所家事調停事件数(令和3年)

裁判所	新 受	既 濟	未 濟
総 数	132,556	139,184	70,579
東京	14,948	15,770	9,895
横浜	8,949	9,675	5,691
さいたま	7,159	8,243	4,057
千葉	6,170	6,702	3,361
水戸	2,859	3,099	1,276
宇都宮	2,093	2,070	984
都橋	2,061	2,300	1,028
前岡	4,009	4,084	1,961
静岡	855	923	454
甲府	2,016	2,109	1,001
長野	1,909	1,980	847
新潟			
大阪	9,351	10,507	5,689
京都	2,715	2,781	1,475
神戸	6,082	6,267	3,349
奈良	1,370	1,436	976
大津	1,493	1,536	747
和歌山	893	1,004	419
名古屋	7,891	8,357	4,049
津	1,878	1,852	791
岐阜	2,044	2,223	959
福井	667	739	294
金沢	1,074	1,175	396
富山	1,016	1,034	352
広島	3,320	3,153	1,931
山口	1,405	1,471	679
岡山	2,248	2,370	1,163
鳥取	597	615	276
松江	572	580	252
福岡	6,171	6,058	3,007
佐賀	840	905	388
長崎	1,222	1,298	480
大分	1,277	1,220	609
熊本	1,988	2,078	1,010
鹿児島	1,753	1,639	922
宮崎	1,274	1,239	527
那覇	2,069	1,984	983
仙台	2,332	2,351	1,137
福島	1,991	1,972	759
山形	974	1,108	436
盛岡	1,029	1,083	441
秋田	655	678	280
青森	1,155	1,143	453
札幌	3,741	3,900	1,773
函館	374	412	154
旭川	687	692	305
釧路	911	924	340
高松	1,244	1,199	621
徳島	967	1,001	473
高知	710	710	364
松山	1,548	1,535	765



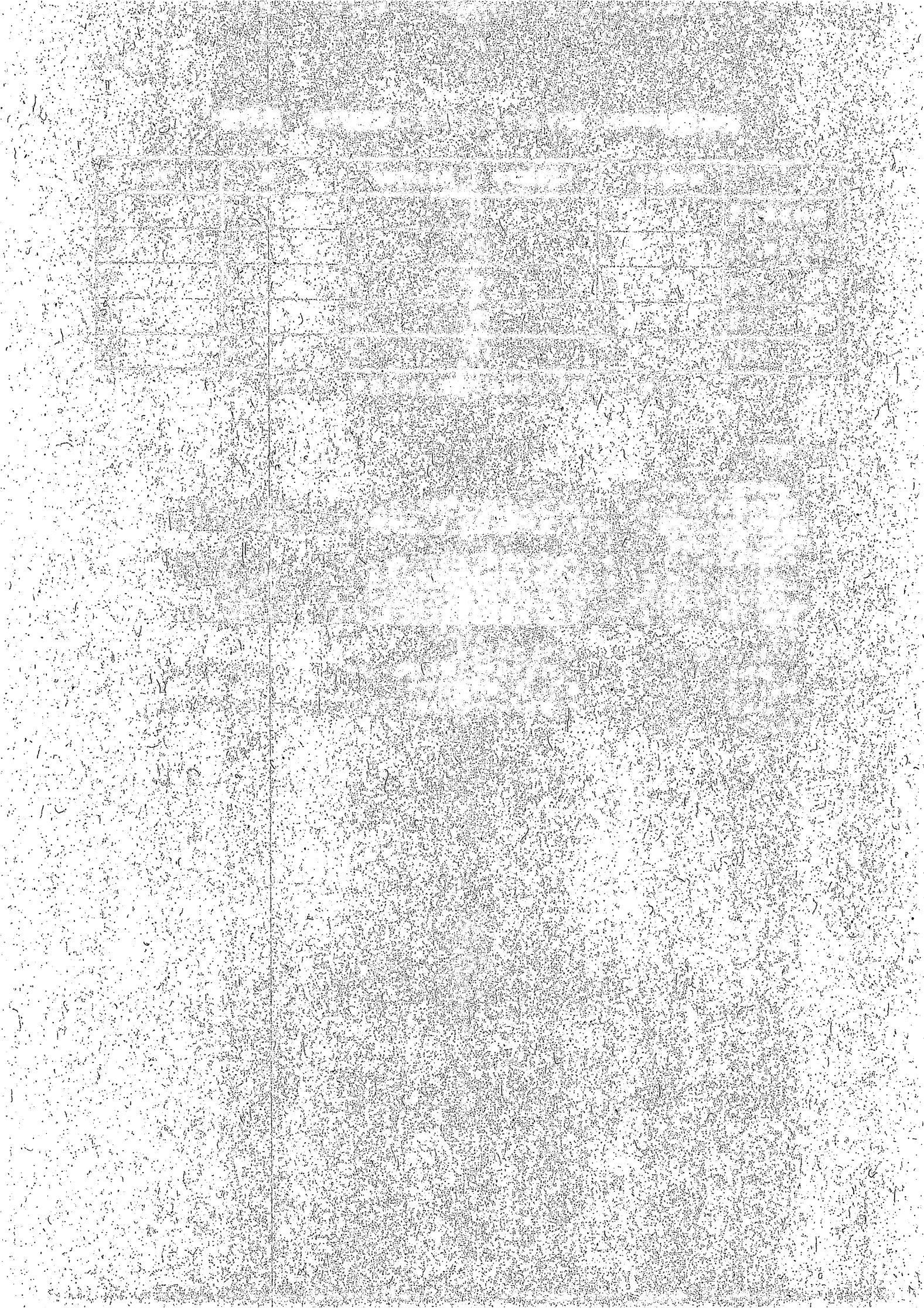
家事調停手続におけるウェブ会議の実施件数（各月版）

	婚姻関係事件	子の監護事件	遺産分割事件	その他	合計
令和3年12月	19	5	4	1	29
令和4年1月	40	12	5	3	60
2月	67	16	6	4	93
3月	93	24	19	6	142
合計	219	57	34	14	324

(令和4年4月19日時点で報告された件数（速報値）)

【補足説明】

- 各事件類型の具体的範囲は、次のとおり。
 - ・「婚姻関係事件」とは、夫婦同居及び協力扶助(令和4年2月分までは「その他」として集計)、婚姻費用分担(生活費又は婚姻中の養育費を含む。)、夫婦関係調整、離婚などのほか、婚姻中の夫婦間の紛争一切である。
 - ・「子の監護事件」とは、家事事件手続法別表第二の3項に掲げる事項のうち、子の養育費請求、面会交流、子の引渡し、監護者の指定事件及び同法別表第二の10項に掲げる事項のうち、未成年者の扶養料の請求(令和4年2月分までは「その他」として集計)事件である。
 - ・「遺産分割事件」とは、家事事件手続法別表第二の12項に掲げる遺産の分割に関する事件である。
 - ・「その他」は上記の各事件以外の事件を対象とする。
- 同一当事者(いずれか1名が同一の場合を含む。)間の複数の事件が同一の期日で実施された場合は、最初に申し立てられた事件に係る事件類型をカウントしている。
- 同一当事者につき、期日を異にする複数回のウェブ会議が実施された場合は、それぞれの期日をカウントしている(延べ数)。



民事調停委員の技能向上に係る取組

O J T

補完

各種研修制度

最高裁委嘱の研修

各庁の自主研修

調停協会主催の研修

実務経験

① 新任民事調停委員研修会

導入研修 新任又はこれに準ずる者

② 新任民事調停委員ケース研究会

新任調停委員のフォローアップ

1件以上の事件処理経験のある者(①に参加した者)

③ 民事調停委員研究会

中堅へのステップアップ

1年以上の実務経験を有する者

④ 民事調停委員ケース研究会

中核的研修 中堅(③に参加した者)

⑤ 簡易裁判所民事実務研究会

民事調停事件の手続運営の在り方について検討する研究会

各庁において指導的・中心的役割を果たしている者

